

第三章 就業

第七條 就業時間は午前七時ヨリ午後四時半迄トス

但し就業十分前ニ入場スベシ

第八條 遅刻者ニ対シテハ就業後十分間ハ入場ヲ許可シ

日給ノ一割ヲ減給ス

第九條 昼食休憩時間ハ正午ヨリ三十分間トス

第十條 就業時間中ハ特別ノ場合ヲ除キ外ハ外出及面會ヲ

許サス

第十一條 總シテ職ニ長ノ指揮ヲ受ケテ就業シ結斷作業

ヲ為スベカラス

第十二條 作業ノ都合ニヨリ早出残業夜勤若クハ休日臨時出勤

ヲ命ズル事アルヘシ

但シ徹夜作業ヲナシタル時ハ特別ノ必要アル場合ノ外

翌日休業セシムルモノトス

第十三條 病氣又ハ事故ノ為メ就業時間中ニ退場セントスル時

ハ職長ノ承認ヲ受クヘシ

第十四條 欠勤セントスルモノハ其理由ヲ且レテ遅滞ナク届出ラヘシ

第十五條 職ニノ休日ハ左ノ通りトス

但シ作業ノ都合ニ依リ停止変更又ハ臨時休業スル事アル

ベシ

一 毎日曜日

一 年末年始(日数ハ毎年之ヲ定ム)

第四章 賃金

第十六條 賃金ハ定期時就業セシ者ニ日給(日分ヲ一日未滿

就業ニ対シテ)五割 賃金ニ依リテ支給ス

午前六時五十分

入場 始業

七時

八時

九時

十時

十一時

十二時後

午後一時半

二時半

一歩

二歩

三歩

四歩

五歩

六歩